特に、教育・研究機関、専門家、その地域に長年住む農林漁業者や住民等地域の自然や生活文化に関する知識や経験を有する者との連携を図り、協力や助言を得られる体制を整えるとともに、地域で引き継がれている知識や経験に関する情報を蓄積して活かすことが効果的です。

また、地域で培われてきた知識や技術を生かし、創意工夫を重ねながら行われている既存の活動を発展させる視点も重要です。

⑶　目標に向けた成果の共有と柔軟な実施

目標を明確にし、それに向けた進み具合を参加者の間で共有することは、参加意識や向上心を高めることにつながります。

協働の作業を通じて、地域の自然や文化への理解を深め、さらに、活動によって得られた新たな知恵等を活かして目標や計画を見直す作業を重ねることは、それ自体が地域づくりの過程にほかなりません。

また、活動の成果を確かめるための調査は、対象となる生物の存在や価値を実感し、活動の達成感を共有できる貴重な機会となります。同じ場所を長期間にわたり観察し続けることは、生態系が複雑で絶えず変化し続けていることの理解につながります。このような理解に基づき、活動の柔軟な実施を心がけることが大切です。

⑷　科学的な視点に立った活動の推進

科学的な知見に基づく適切な方法で実施することも重要です。

地域で行われている取組の中には、本来その地域に生息・生育しない動植物を放ったり植えたりしてしまい、地域の生物多様性の保全に支障を及ぼすような行為を気付かずに行っている事例等もあり、専門家等のアドバイスを受けることで、取組を効果的に推進することができます。

このため、教育・研究機関や専門家等との連携を図り、地域の自然に関する情報の収集・整理、活動の実施方法の検討等に関して、協力や助言を得られる体制を整えることが重要です。

⑸　経済的な価値を生み出す工夫

地域連携保全活動を持続的なものとするため、経済的な価値が生まれるような工夫も重要です。

全国各地において、生態系に配慮した農法で生産した「生きものブランド米」の販売や地域の自然資源を利用したエコツーリズムによる観光の推進、バイオマスの利活用による新たな地域産業の育成・創出等が地域経済と結びつき、地域の活性化につながっているという例が多く見られます。

このような視点は、地域連携保全活動を持続的に行う推進力となることに加え、地域で新たな活動を始める契機にもなります。

第２章　地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

生物多様性の保全は、地域における固有の自然を対象とした活動によって支えられています。

このため、地方公共団体には、地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細かな生物多様性の保全の取組を進める役割が期待されています。

地域連携保全活動の促進に当たっては、都道府県、市町村がそれぞれの立場や地域の特性に応じて、地域連携保全活動計画（以下「活動計画」という。）の作成や地域連携保全活動協議会（以下「協議会」という。）の組織化、地域連携保全活動支援センター（以下「支援センター」という。）としての機能を担う者の設置、地域連携保全活動に関する情報提供や助言等の必要な援助を行うこと等が期待されます。

既に、多くの地方公共団体では、生物多様性の保全を推進するための条例や里地里山を保全するための協定制度を設けた条例等、それぞれに工夫を凝らした仕組みづくりが進められています。また、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において、地方公共団体は、地域で生物多様性に関する取組を推進するための総合的な指針である「生物多様性地域戦略」の策定に努めることとされています。今後更にこれらの取組を広げていくとともに、こうした取組と法に基づく取組が融合することにより、より強固な体制が整えられ、生物多様性の保全に関する活動の広がりが期待されます。

そして、地域の多様な主体と国民一人一人には、各地で行われる地域連携保全活動に参加することを通じて、自ら生物多様性の保全と地域の活性化を図っていくことが期待され、それぞれが積極的に、かつ、有機的に連携して、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。そのほか、例えば、都市住民による、農山漁村等における地域連携保全活動への参加や、生物多様性の保全に配慮した商品の購入等を通じた居住地域以外における活動への貢献も期待されます。

１　地方公共団体の役割と施策

⑴　市町村

市町村は、地域の財産となる生物多様性や生活文化を保全し、それを地域の資源として活かしながら、地域の活力を生み出していく、地域連携保全活動を促進する中心的かつ積極的な役割を担います。

地域連携保全活動では、活動の実行計画となる活動計画を作成する役割を担っています。そして、活動を円滑に効果的に進めていくコーディネーターとして、地域の様々な関係者との連携・調整を図るとともに、調整や合意形成を図る場としての協議会を組織することや、助言や必要な支援を受けるため、必要に応じて国や都道府県との連携を図ることも期待されます。

⑵　都道府県

都道府県は、各地域における地域連携保全活動の円滑な実施を促進するため、市町村や地域の多様な主体に対する地域連携保全活動に関する情報提供や技術的な助言等の必要な援助を行う等の役割を担います。都道府県が主体的に行ってきた取組や成果を活かし、市町村が行う地域連携保全活動と積極的に連携することが望まれます。

特に、支援センターの設置に関しては、広域的な視点で地域の生物多様性の保全のための行政を担う都道府県による積極的な取組が期待されます。

また、複数の市町村が連携して活動を行おうとする場合や、さらに、都道府県境をまたがるような場合には、協議会への参加等を通じて、市町村間の調整を図る等の役割も期待されます。

２　国の役割と施策

国は、生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性国家戦略」を策定するとともに、生物多様性に関連する各種制度を動員して検討を行う等、全国的な視点から生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を進めます。

地域連携保全活動の促進に当たっては、国民や地方公共団体、企業等の事業者において高まってきた生物多様性の保全に対する意欲を実際の活動の形に変え、各地に芽生え始めている活動の芽を伸ばし、既存の活動が更に発展して地域の活性化につなげられるように支援する役割を担います。

具体的には、地域連携保全活動を支援するための各種予算上の措置、活動を行うための実施計画となる活動計画の作成に係る手引書の整備、各地域における地域連携保全活動に関する情報提供、活動地域相互のネットワーク形成の支援、活動の実施に当たっての技術的な助言等を行います。

また、地域連携保全活動の円滑な実施の促進の観点から、地方公共団体及び支援センターと、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力するよう努めます。

さらに、引き続き、生物多様性に対する理解を社会に浸透させるための普及啓発や環境教育等に取り組みます。

３　多様な主体に期待される役割

地域の多様な主体には、組織として活動計画の作成に参加し、活動を主体的に実行するとともに、個人として保全する地域の自然や生活文化について考え、経験や知識を基にしたアイディアを出し合い、活動に参加する等、市町村とともに地域連携保全活動を実施する役割が考えられます。

また、それぞれの主体には、その特性に応じた下記のような役割が期待されます。

⑴　農林漁業者

森林や里地里山・田園地域、沿岸・海洋域においては、地域連携保全活動と農林漁業は密接な関係にあります。農林漁業者は、地域固有の風土に合わせた生業を通じて地域の自然に関する深い経験と知識を有し、農林漁業を通じて生物多様性を保全しているだけではなく、農林漁業と結びついた伝統行事や生活文化を伝承しています。